

## 中野区区有施設整備計画(案)に係るパブリック・コメント手続の実施結果について

中野区区有施設整備計画(案)(以下「案」という。)について、パブリック・コメント手続を実施したので報告する。

### 1 パブリック・コメント手続の実施結果について

#### (1) 意見募集期間

令和3年8月12日(木曜日)から9月1日(水曜日)まで

#### (2) 意見提出者数

60人(内訳:電子メール56人、ファクス2人、窓口2人)

#### (3) 提出された意見の概要及びそれに対する区の考え方

別紙1のとおり

### 2 今後の予定

パブリック・コメント手続での意見や区議会での議論等を踏まえ、本年10月中に中野区区有施設整備計画を策定する。

## 提出された意見の概要及びそれに対する区の考え方

NO.	主な意見	区の考え方
1	日常生活圏域等を踏まえた適正配置の記載があるように、区民の実態、規模の変動に伴ってそれ相応の対応を望む。	日常生活圏域の視点から地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件を総合的に勘案し、施設の用途や機能に応じて配置する。
2	P14の1-1及びP19の2-3に「防災面の強化的」な文言を入れる必要性はないか。	防災面の記載については、必要であると捉えており、ご指摘の主旨を踏まえ修正する。
3	街の変化をハードの側面だけでなく、「多様性等への配慮」等を言及する必要性はないか。	多様性等への配慮については、P19のユニバーサルデザインへの対応の主旨に含まれている。
4	P16の施設配置における圏域の考え方について、その他の主な施設に図書館が入っていない。	P16の施設配置における圏域の考え方について、「主な施設」は、該当する施設を全て記載している訳ではなく、例示をしたものである。
5	居場所・交流促進については、再編より先に、建物自体の利用者の利便性を考えてほしい。	区有施設の再編にあたっては、より適切なサービス提供や効率的な整備手法を検討していくこととしているが、あわせて利用者の利便性も考慮していく。
6	P18の機能に応じた施設の再編のイメージ図における図書館のイメージは居場所・交流場所にも重きを置いてほしい。	P18記載の機能に応じた施設の再編のイメージ図については、今後の施設再編におけるイメージを示したものであり、居場所・交流促進の視点も踏まえ、検討していく。
7	P19「2-3 効果的、効率的な施設整備の推進」の②を「施設更新にあたっては、更新経費等の初期費用のみでなく、今後の改修経費や光熱費等を含めた将来的なライフサイクルコストや防災機能を確保するためにエネルギーの多重化を勘案し、施設整備の内容を決定します。」に変更してほしい。防災面はもちろんの事、ライフサイクルコストも勘案すると、ガス・電気をベストな割合でミックスさせ、エネルギーの多重化を図ることが必要であると考えます。	P19 2-3②の中に光熱水費、事業継続性の確保に伴うコストなどについて、ご指摘の主旨を踏まえ修正する。
8	区有施設の再編及び更新・保全の基本方針について、「防災対策として必要な規模・機能を確保する」との趣旨を追加することを提案する。効率的かつ効果的に区民サービスを提供すべく区有施設の配置・規模の適正化に向けた再編を進めていく方針に異論はないが、一方で、区有施設は災害発生時の防災拠点や避難所等の機能も担う重要な施設である。	P21 2-4 適切な改修・保全の推進について、整備・改修にあたっては、防災機能の確保を検討する旨に修正する。
9	P21の④「脱炭素社会実現のため、高断熱化・高気密化を図るとともに、再生可能エネルギー設備や高効率設備機器の導入を検討します。」を「脱炭素社会実現のため、世界の水準と照らし合わせてもそんな色のない高断熱基準を新たに設定し、高断熱化・高気密化を図るとともに、再生可能エネルギー設備や高効率設備機器を導入します。」に変更してほしい。	新たに高断熱基準を設定することについては、国や都が示す方針や基準等を見極めながら、今後検討していく。

NO.	主な意見	区の方考え方
10	<p>P29以降の各施設の活用の考え方の中で各施設をどのようにカーボンニュートラルにするのかの対策を入れてほしい。ソーラーパネルなどの再生可能エネルギーの設備を導入する、電気の購入を変えて再生可能エネルギー100%の電力にする、ガスを使用している機器を電化するなどしてガスをフェーズアウトする、断熱効果の高い建物に変えていく等施設ごとの対応を説明した部分を作ってほしい。2030年の区有施設の二酸化炭素削減目標が施設ごとの対策の積み上げで達成できる計算になっている必要があるが、それがわかる表を作り、温暖化対策を独立した章にすると見やすく、分かり易いのではないか。</p>	<p>P29以降は、施設分類ごとの配置の考え方を示したものであり、脱炭素社会実現に向けた施設ごとの取組等について、その施設の性質や状況に応じて今後検討していく。</p>
11	<p>図書館の数を減らして書籍を電子化する事に反対する。地域に図書館が減り、書籍を手にして読書しづらくなっている。</p> <p>近年、人との触れ合いも減り言葉を交わす事が減り、電子に頼り、無人化していく社会に寂しさと不安が募る。児童館も減らし、閉鎖される方向性も同じである。</p> <p>ジェンダーが叫ばれる中で電子化優先では手に取れない人々への排除、経済優先では救えないものの排除は格差社会を進める政策と考えられる。</p> <p>図書館及び児童館の縮小に反対である。</p>	<p>図書館の配置やあり方については、電子書籍の動向だけではなく、地域のニーズや社会状況等も含め、今後慎重に検討を行う。また、電子化等の進展はあっても、人や知識にふれあう場としての図書館という点に変更があるとは考えていない。</p> <p>子どもたちの放課後の居場所については、各小学校にキッズ・プラザの整備を進めていくとともに、児童館を子育て支援や地域の見守り、ネットワーク支援機能を強化した新たな機能を備えた児童館としていく考えである。</p> <p>児童館は順次減少する計画であるが、中学校区単位で機能強化をし、すこやか福祉センターや子ども家庭支援センター、児童相談所、地域の他の子ども施設と連携を進め、子どものニーズにあわせた環境づくりを進めていく。</p>
12	<p>区有施設は施設類型ごとに圏域が分類されているが、中央図書館は全域で地域図書館は日常生活圏域ではないのか。</p>	<p>地域図書館など日常生活圏域で一般の利用者を対象とする施設は、居場所や交流促進に資する空間を確保するための機能の再編を検討することとしており、ご指摘の主旨を踏まえ、地域図書館の分類は、日常生活圏域に変更する。</p>
13	<p>日本図書館協会は20年前から中学校区に図書館1館を提唱している。中野区では、9中学校区に対して7つの図書館(地域開放型学校図書館は除く)になる。複合施設でも良いので、図書館空白地域に2館を新設することを検討し、盛り込んでほしい。</p>	<p>図書館の配置やあり方については、電子書籍の動向だけではなく、地域のニーズや社会状況等も含め、今後慎重に検討を行う。検討にあたっては、他の施設との連携等も含め、適切な配置となるよう配慮する。</p>
14	<p>地域開放型学校図書館は交流の場としては認めがたく、単なる書籍貸出や返却の場にしかたないのではないのか。実効性のある交流の場になると考えているのであれば伺いたい。</p> <p>資本投下するだけの意味があるのか。</p>	<p>地域開放型学校図書館については、運用状況について検証を行い、今後のあり方について検討していく。</p>
15	<p>今後新設、改築される小中学校においては、地域への周知説明をこれまでの再編同様に行い、理解を得るようにしてほしい。また計画どおりに進行するよう努めてほしい。</p>	<p>今後新設、改築する区立小中学校については、従前と同様に地域への丁寧な周知と説明を行う。また、計画どおりの学校整備を行うよう努める。</p>

NO.	主な意見	区の考え方
16	<p>武蔵台小学校と北中野中学校の一体型整備については、区内初の試みであるため、学校関係者や周辺地域に対して、丁寧な周知と説明を求めるとともに、整備計画委員会の招集も要望する。また整備に入る以前の校舎でも生徒が不利益を被ることのないように特段の配慮をしてほしい。</p>	<p>今後新設、改築する区立小中学校については、従前と同様に地域への丁寧な周知と説明を行う。</p> <p>武蔵台小学校と北中野中学校の改築整備については、現地に仮設校舎を設置するとともに、一定の教育環境を確保しながら効率的に進めること(一体的な整備手法による改築)を想定している。改築にあたっては、学校改築推進委員会を設置し、地域の意見も踏まえ、児童、生徒の教育環境面について十分に配慮する。</p>
17	<p>小中学校の再編計画は急がず状況を見極めるべきである。児童数の推移が当初計画と比較して多い人数で推移しているのであれば、小中学校再編計画は急がずに状況を見極めることが大事である。</p> <p>また、平和の森小学校は特に過密だと聞いたが、啓明小学校の学区域を広げて、一定部分吸収することを検討したらどうか。</p>	<p>今後の児童数の増加も見込んで、学校再編計画に基づく統合を予定どおり進めていく。また、平和の森小学校については新校舎整備において対応していく予定である。</p>
18	<p>教育センター機能が、子ども・若者支援センターとして1か所に集約されたが、1か所で充分機能するのか。分室機能がどこかに併設されるべきだと思う。</p>	<p>これまでも、教育支援室については、北部分室(野方図書館内)と南部分室(南部すこやか福祉センター内)に設けてきた。また、今回、子ども・若者支援センター内への移転に伴い、現在の教育センターを教育センター分室として当面の間活用することにした。</p>
19	<p>10年後以降も区立保育園10園を改修・改築して存続してほしい。今後待機児童が減ることも考えられ、また災害時等の緊急避難的な対応のためにも、区立園を減らしての定数調整は行うべきではない。</p>	<p>将来的に少子化が進行し、保育需要が減少した場合は、定員縮小または閉園による区全体の保育定員の調整を検討する必要がある。園数については、保育の質の維持・向上、障害児保育など、公立施設としての機能・役割を果たすために必要な園数を存続させる。</p>
20	<p>区立幼稚園は、認定こども園にするのではなく、区立幼稚園のまま直営で存続させてほしい。</p>	<p>区立幼稚園は、当分の間、現在の幼稚園運営を継続するが、様々なライフスタイルに対応できる認定こども園についての検討も続けていく。</p>
21	<p>かみさぎ幼稚園の建替えについては、武蔵台小学校と北中野中学校の一体的な改築に併設しても良いのではないかと思う。子ども園については、北部では、鷺宮小学校跡地の複合施設に新設しても良いと思う。</p>	<p>武蔵台小学校と北中野中学校の改築整備については、現地に仮設校舎を設置するとともに、一定の教育環境を確保しながら効率的に進めること(一体的な整備手法による改築)を想定しており、幼稚園等の併設は予定していない。</p> <p>鷺宮小学校跡地の複合施設以外の機能については、まちづくりの進捗にあわせた跡地活用を検討していく。</p>

NO.	主な意見	区の考え方
22	<p>一部の児童館について、児童館機能を廃止し、学童クラブ施設へ転用するとある。例えば美鳩小学校の学童クラブの場合、転用した学童クラブ施設は、学童クラブ以外の子どもたちとは遊べない。一方、キッズ・プラザと併設の学童クラブは、学童クラブ以外の子どもたちとも遊ぶことができ、差が生じている。</p> <p>また、今年度いっぱい閉館する児童館、職員引き上げは性急すぎる。検討の期間を延長してほしい。</p> <p>児童館は、これまで、地域での子育て環境を整える重要な役割を担ってきた。その行政サービスが失われるのは、区のためにならない。子育て環境を整え、子どもを持つ若い夫婦が、中野区に引っ越して来ることにより、税収を上げる道を選択してほしい。</p>	<p>学童クラブの利用要件に該当すれば、利用する学童クラブは再編前の小学校区域にとらわれることなく、自由に選択することができる。学童クラブの施設状況の差はあるが、子どもの環境に差が出ないような運営に努めている。</p> <p>児童館については、小学校内にキッズ・プラザを整備した後に、順次、中学校区に1館に集約していく。</p> <p>今後、キッズ・プラザ、学童クラブ、児童館、中高生向け施設等の整備・再編や子育てひろば事業の充実などを進めて、地域の中で安心して、子育て・子育てができるための環境を充実させていく。</p> <p>区有施設整備計画については、2月より「素案たたき台」をお示しし、「素案」、「改定素案」と検討を重ね、説明の機会や意見募集を行ってきた。児童館を閉館する時期や、運営形態の変更の時期の変更は考えていないが、今後も丁寧な説明に努めていく。</p>
23	<p>キッズ・プラザをつくったことで児童館をなくさないでほしい。小学校内は授業や学校行事により児童館と同じ活動はできない。中学校区に1つの児童館と言うなら過去に廃止した青年館を復活してほしい。</p>	<p>閉館する児童館跡施設については、区有施設整備のほか、地域交流、多世代交流や子ども子育て家庭の居場所などの機能を備えた民間の児童福祉・介護・障害福祉等施設の誘致を検討する。それまでの期間は、地域団体等への開放や民間事業者等への貸付など暫定的な活用を検討する。</p>
24	<p>キッズ・プラザの新設により、児童館機能のすべてが学校内に移行できるものではない。児童館を「各中学校区に1施設」に集約せずに、現在の18施設を維持してほしい。児童館の閉館により、乳幼児親子施設の空白地帯が主に4か所発生する。閉館する児童館においての「子育てひろば」の維持を求めるとともに、児童館の無い地域において新設の「子育てひろば」を設けてほしい。</p> <p>キッズ・プラザ新設により既存児童館内の児童館機能の縮小は必要だが、それで発生した空き部屋は、児童のための施設として有効活用してほしい。</p> <p>また、区有施設整備計画に乳幼児向け「子育てひろば」の施設数の変化も表示して、内容を検討してほしい。</p>	<p>乳幼児の親子が利用できるスペースについては、児童館以外の場所では、子育てひろば事業を実施している。子育てひろばがない地域もあるので、乳幼児親子の通いやすい場所での設置を検討していく。</p> <p>なお、子育てひろばは、事業名称であるため、区有施設整備計画に施設数は記載していない。</p>
25	<p>中高生の居場所・活動場所支援を行うのは賛成だが、安全と指導の観点から、スペース(部屋)の提供だけではなく、専属の区の職員を配置してほしい。</p>	<p>児童館における中高生の利用を想定した児童館の改修や支援のあり方については今後検討し、充実を図っていく。</p>
26	<p>小学校区に最低一つの児童館を維持するよう、案を現在の18から20施設に増やすことを強く要望する。児童館は、子育てにおける重要インフラの一つであり、子どもの健全なる育成、地域と乳幼児の親をつなぐ重要な役割があり、短絡的に児童館施設を減らすことは、健全な青少年を育成していくことができなくなる恐れがある。また、学童クラブは、基本、就学児童以上の年齢を対象とする子どもの育成の場であり、乳幼児の子どもや親が集まり、子育ての相談や子どもと一緒に遊べる環境ではないと認識している。この計画案を一度白紙に戻し、十分に再考することを要望する。</p>	<p>各小学校にキッズ・プラザの整備を進めるとともに、児童館の機能を強化し、順次各中学校区に1館に集約していく。</p> <p>今後、キッズ・プラザ、学童クラブ、児童館、中高生向け施設等の整備・再編や子育てひろば事業の充実などを進めて、地域の中で安心して、子育て・子育てができるための環境を充実させていく。</p> <p>学童クラブ施設へ転用する児童館における子育てひろば事業は、乳幼児の安全が確保されるよう運営していく。</p>

NO.	主な意見	区の考え方
27	<p>児童館について新たな機能とあるが、改修中に児童、生徒に不利益のないような改修を望む。また各児童館で、中高生利用に耐えうる整備を希望する。</p>	<p>今後、改修を計画する段階では、利用の少ない期間に実施することや近隣の児童館と時期が重ならないように工夫していきたい。また、中高生が利用しやすいような設備等も検討していく。</p>
28	<p>新たな機能を備えた児童館の開設にあたっては、運営委員会や中高生当事者の意見を反映させるよう検討してほしい。</p>	<p>新たな機能を備えた児童館の運営については、利用者や地域の意見を踏まえた運営としていく考えである。</p>
29	<p>学童クラブは現在同様に児童館内に設置してほしい。学童クラブは学校で居場所を見つけることのできづらい児童のかけがえのない居場所である。学校ではない場所で心身をいやすための居場所としての学童クラブの存続を望む。キッズ・プラザ併設型では従来の機能を果たせない。</p>	<p>国の新放課後子ども総合プランにおいて、放課後児童クラブと放課後子ども教室の小学校内での一体的な実施を推進していることから、学童クラブは、キッズ・プラザ内で一体的に行うことを基本と考えている。 キッズ・プラザ併設の学童クラブにおいても、適切な学童保育を行っている。</p>
30	<p>新たな機能を備えた児童館が中学校区に1つ整備されることに伴い、閉館となる児童館にあった子どもの居場所機能、特に小学生の居場所機能がなくなることが心配である。問題は小学生の学校外の近くの居場所がなくなることであり、学校内のキッズ・プラザには行きにくい小学生がいる。そこで、提案として、閉館予定の9児童館に、小さなスペースで「小学生のひろば」を設定することはできないか。新「学童館」内の「子育てひろば」、「学童クラブ」のほんの一部に「小学生のひろば」のようなミニミニ児童館をつくり、区の職員である児童館職員1人がいるということにできないか。</p>	<p>閉館する児童館跡施設については、区有施設整備のほか、地域交流、多世代交流や子ども子育て家庭の居場所などの機能を備えた民間の児童福祉・介護・障害福祉等施設の誘致を検討する。それまでの期間は、地域団体等への開放や民間事業者等への貸付など暫定的な活用を検討する。 子どもの居場所については、多様な場の確保に向けて検討を進めていく。</p>
31	<p>学童クラブ施設に転用する児童館において「子育てひろば事業」を行うと言うがどのような資格を持った誰が行うのか。 また、今まで地域の人間が区の児童館だから、と無償で協力をしてきた事にもっと目を向けてほしい。 児童館の数を減らさなければならないなら、学童クラブ施設に転用する児童館は区の直営にしてほしい。</p>	<p>学童クラブ施設に開設する子育てひろば事業の委託先については検討中である。子育てひろば事業の運営においては、他の子育てひろばと同様に知識と経験を有する支援員を配置する。 運営主体は民間事業者となるが、学童クラブの所長は、近隣の児童館に配置する館長等が担い、地域全体で子育てを支援するため、地域利用等地域と連携した運営に努める。 児童館の人員の確保については、中学校区単位での地域の見守り機能をきめ細かに効果的に実現していくため、新たな機能を備えた児童館へ、人的資源を集約していく考えである。</p>
32	<p>「新たな機能を備えた児童館」については、子どもや保護者など利用者の意見を聴くアンケート調査等を用いて客観的な事業評価を行い、その結果を元に「新たな機能」を構築してほしい。そうした客観的評価や他自治体の事例を参考に、直営が良いのか、民営が良いのか、または現在のキッズ・プラザのように運営は民営だが、管理者に区の児童館職員を配置するといった形が良いのか、等様々な運営形態について、子どもにとって最善の利益を損なわないために、利用主体である子どもの意見を聴きながら、子ども目線で検討してほしい。</p>	<p>児童館は、キッズ・プラザと機能を役割分担し、小学生、中高生、乳幼児親子のニーズに対応し、地域の見守りや子育て活動支援機能を充実させた「新たな機能を備えた児童館」として、令和4年度から運営を開始する。 新たに強化する機能については、基本計画における現状と課題、施策の方向性も踏まえて検討したものであり、具体的な事業の実施や、運営については、利用者や地域の意見も踏まえたものとしていく。 区立施設の運営については、民間活力の導入も含め、効率的な運営に努めていく。</p>

NO.	主な意見	区の考え方
33	<p>閉館となる9館の児童館について、できる限り転用とし、転用する館について、学童クラブや子育てひろばに活用するとともに、地域の人たちが運営する子どもの居場所にも活用するやり方を工夫して残してほしい。</p> <p>子どもにとって様々な居場所が必要であり、学校併設のキッズ・プラザには居づらさを感じる子どももいる。各児童館が育んできた地域の人たちとの関係性を大事にしてほしい。</p>	<p>閉館する児童館跡施設については、区有施設整備のほか、地域交流、多世代交流や子ども子育て家庭の居場所などの機能を備えた民間の児童福祉・介護・障害福祉等施設の誘致を検討する。</p>
34	<p>児童館は、地域とのつながりで運営されてきた。児童館を転用した学童クラブ施設においては、これまで培ってきた地域のつながりを絶やさずことなく継続してほしい。</p>	<p>閉館する児童館を転用する学童クラブ施設の利用対象者は、学童クラブ在籍児童とその保護者、子育てひろば事業を利用する乳幼児親子とその保護者である。</p>
35	<p>子どもの多様性を大事にしていくためには、多様な居場所が必要である。転用した学童クラブ施設で運営される新機能において、地域に開かれた形で、子どもの居場所が継続され、多様な居場所の一端を担うことを求める。</p>	<p>意見の内容については、中学校区に1館配置する新たな機能を備えた児童館にて担っていく考えである。</p>
36	<p>現在の児童館では、児童館職員と子どもたちや地域住民との間で信頼関係が築かれてきた。この信頼関係を、転用した学童クラブ施設で運営される新機能において、新しい児童館と連携した運営のなかで維持してほしい。</p>	<p>なお、運営主体は民間事業者となるが、学童クラブの所長は、近隣の児童館に配置する館長等が担い、地域全体で子育てを支援するため、地域利用等地域と連携した運営に努める。</p>
37	<p>猛暑の熱中症や虐待、変質者等から子どもの安全を守る、また災害時の対応のためには、児童館は、せめて小学校区に1つずつある事が望ましいと考える。</p>	<p>災害時等の対応は、小中学校や、保育園、幼稚園等も含め、すべての区有施設を活用していく。</p>
38	<p>学校内の学童クラブだけではなく、児童館併設の学童クラブを残してほしい。定員をオーバーしたら増設するのではなく、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況にあり、子育て先進区にふさわしく、1クラブ30人程度にするなど、ゆとりを持って子ども一人ひとりの多様性が大切にされる保育をしてほしい。</p>	<p>国の新放課後子ども総合プランにおいて、放課後児童クラブと放課後子ども教室の小学校内での一体的な実施を推進していることから、学童クラブは、キッズ・プラザ内で一体的に行うことを基本と考えている。</p> <p>現在の学童クラブの定員については、国の定める「放課後児童クラブ運営指針」に基づき、適正な運営を行っている。</p>
39	<p>学童クラブは「キッズ・プラザ併設型を基本に」ではなく「キッズ・プラザか児童館の併設の必須」にしてほしい。学童クラブの需要が大幅に上回る場合は、「閉館しない児童館を転用」し、民間誘致は行わないでほしい。</p>	<p>国の新放課後子ども総合プランにおいて、放課後児童クラブと放課後子ども教室の小学校内での一体的な実施を推進していることから、学童クラブは、キッズ・プラザ内で一体的に行うことを基本と考えている。</p> <p>待機児童が発生する場合は、学校から学童クラブまでの移動時の児童の安全を考えて、極力学校から近い位置に民設民営学童クラブを誘致する。また、児童館の一部を学童クラブ施設に転用し、待機児童の解消を図る考えである。</p>

NO.	主な意見	区の考え方
40	<p>P43「2-2 社会福祉会館・区役所新庁舎における生活援護機能の再編」について、生活保護担当課のみ社会福祉会館に移すという計画を撤回し、生活保護担当課も新庁舎に移してほしい。</p> <p>生活困窮者自立支援制度と生活保護制度は一体的に運用すべきものであり、生活保護利用者も住民票手続きを行ったり、高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援等の相談を行う際は新庁舎に行くことになるが、ケースワーカーへの相談等がある場合は別の場所に行かなければならなくなる。生活保護世帯の約8割は障害者世帯・傷病者世帯であり、移動を強いられることで、利便性が著しく損なわれる。中野区が新庁舎整備の目的としている「住民サービス向上を目的としたワンストップ型サービス構築」にも反する。</p> <p>生活保護担当課のみを新庁舎から排除するのは、差別の意図の有無にかかわらず、生活保護制度への社会の偏見や利用者への差別を助長しかねない。</p>	<p>生活援護機能の再編については、今後の生活保護事務の拡大に対応すべく、社会福祉会館への一部移転を計画していたが、区民の利便性や管理運営などの観点から見直し、生活相談・自立支援窓口及び生活保護窓口を含め生活援護機能を一体的に区役所新庁舎に配置することを検討する。</p>
41	<p>中野区役所の庁舎建替え計画において、生活保護担当課が別のビルに移されるという話を聞いている。</p> <p>多様化、複雑化する生活相談への対応とのことだが、利用者のことを考えると同じ庁舎の中に設置するのが好ましいと考える。自立支援と生活保護はペアで考えるべきであり、社会福祉会館だけで完結できるものではない。</p> <p>整備の目的である「住民サービス向上を目的としたワンストップ型サービス構築」から逸脱していると思われる。</p>	
42	<p>計画作成の過程で高齢者団体、障害者団体の意見は聞いたのか。意見聴取不足ではないか。</p> <p>相談事があり区役所を訪ねた障害者や高齢者が生活援護課に相談へ行くとき、スマイルなかのに行かなければいけないのか。</p> <p>また、スマイルなかのに生活援護課の職員を配置するスペースはないのではないのか。</p>	



NO.	主な意見	区の方考え方
43	<p>閉館する本町図書館・東中野図書館は民間施設誘致を検討となっている。民間施設を誘致する際に、区民に公開されるスペースを取るよう義務づけて、地域住民も立ち寄れるカフェや談話室(娯楽施設)を作してほしい。高齢者や障害者は孤立しがちなので地域と交流できることが、その施設の質の向上に繋がり、地域住民の理解も深まると考えられる。</p>	
44	<p>本町図書館跡施設については、子育て支援や地域交流機能の確保を検討することだが、使用目的を変えても、本町図書館跡施設は人の交流、子育ての場となり得る条件を所持している。</p> <p>本町図書館の立地は、本二東郷やすらぎ公園の近接地で、細い道路を挟んでいる。土曜日、日曜日は子どもと若い保護者でにぎわっている。このような人の集うところに、休息やお茶ができる場所があれば、利用されるのではないかと。本町図書館跡施設は、にぎわいを人工的に作らなくても、建物を少し整理すれば、有効な人々の交流の場になる。地域には地域の必要なものがあるので、実践してもらえばわかると思う。</p>	<p>閉館後の図書館の跡地利活用については、児童福祉施設、介護・障害福祉施設等のニーズを踏まえ、民間事業者の誘致を検討することとしている。また、活用にあたっては、子育て支援や地域交流機能の確保を検討していく。</p>
45	<p>用途廃止等による未利用施設・跡地は、売却せずに区が保有・管理し続けてほしい。</p> <p>また、跡地活用方法を決定の際には、住民検討会を立ちあげ、広く区民に意見募集をして何度も説明会・検討会を行い、住民意見を反映できるようにしてほしい。</p>	<p>未利用となる区有地については、区の施策展開や将来的なまちづくりの進展を見据え、立地条件や規模などを考慮しながら区有施設等用地としての活用のほか、民間への貸付、売却を検討することとしている。</p> <p>跡地の利活用については、地域の意見を伺いながら検討を進めていく。</p>
46	<p>民間企業をも巻き込みながらのサウンディング型市場調査等という言葉をよく用いているが、そのような形で区民に有効な施設が構築できるのか。それだけの経験値が区側や民間側にもあるのか。</p>	<p>サウンディング型市場調査は、施設整備等に民間活力を導入するにあたって、与条件の整理や優れた事業提案を促すこと等を目的に実施しているが、具体的な施設の検討は、その調査結果だけでなく、区としての施策の方向性や地域のニーズ等を鑑み、総合的な観点で進めていくものである。また、サウンディング型市場調査は、事業の検討段階等において一般的に行われるものであると認識している。</p>
47	<p>弥生児童館のこれからの活用は、複合施設とし、管理は委託業者に任せ、地域住民で運営協議会を発足させ、運営を行い、小さな子どもからお年寄りまでが文化、スポーツなど、お互いに学び合え、交流が図れる場所になれば良いと思う。</p>	<p>閉館する児童館跡施設については、区有施設整備のほか、地域交流、多世代交流や子ども子育て家庭の居場所などの機能を備えた民間の児童福祉・介護・障害福祉等施設の誘致を検討する。</p>

NO.	主な意見	区の考え方
48	<p>平和の森小学校の現敷地を売却検討とのことだが、子育て先進区実現のためにも、売却せずに区有地として維持し公園など地域に貢献する設備として活用すべき。区有地として維持し、他の公園とは違う特色の有る公園(子どもたちがスケートボードやブレイブボードができるなど)に活用すべき。売却してしまうのは、子育て先進区の実現に逆行してしまう。</p> <p>また、土地取得の費用を賄うために、売却検討とのことだが、売却を回避できるような費用の捻出方法を検討すべき。売却以外の費用捻出方法の選択肢について、具体的に、どのような検討がなされ、その妥当性がどのように評価されたのか、その検討過程に地域住民や区民がどのように関わり、合意形成がされたのかが公表されておらず、不明確である。検討が不十分ではないか。</p>	<p>平和の森小学校は建替えのため、新たに土地を取得しており、将来世代の財政負担を抑えるため、現在の土地は売却して財源を確保する必要があると考えている。売却の時期や方法は今後検討していく。</p>
49	<p>平和の森小学校跡地を売却せずに、区有施設として活用することを検討してほしい。中野駅周辺の再整備がされ、住居が増えた場合、保育園や学童クラブなど子どもに関連した施設配置が求められる可能性がある。少なくとも中野駅周辺の再整備に伴う居住状況を把握したうえで検討すべきである。</p>	
50	<p>平和の森小学校跡地の売却の検討を見直してほしい。意見交換会での意見に対し、区側は「平和の森小学校は建替えのため、新たに土地を取得しており、費用がかかったため、現在の土地は売却する必要がある。」と回答している。案では検討となっているが、売却方針を確定するのは止めてほしい。土地取得費用の捻出を更に検討してほしい。</p>	
51	<p>社会福祉会館のボランティアセンター分室を鷺宮小学校跡地の施設に併設を検討してほしい。</p>	<p>社会福祉会館のボランティアセンターは、中野区社会福祉協議会が設置、運営を行っているので、分室設置についての意見は、中野区社会福祉協議会に伝える。また、鷺宮小学校跡地の複合施設以外の機能については、まちづくりの進捗にあわせた跡地活用を検討していく。</p>
52	<p>産業振興センター跡施設の中高校生交流・活動支援の場としての活用は良いが、北部の子どもには遠すぎる。分室を鷺宮小学校跡地の施設に併設を検討してほしい。</p>	
53	<p>区有施設等の整備が検討される鷺宮小学校跡地には、地域の賑わいの拠点となり、乳幼児から高齢者までが支援を受けたり、交流できるような複合施設の整備を検討してほしい。</p>	<p>鷺宮小学校跡地の複合施設以外の機能については、まちづくりの進捗にあわせた跡地活用を検討していく。</p>

NO.	主な意見	区の考え方
54	<p>P50で中野セントラルパークの賃借床は「中野四季の都市の特性などを踏まえた賑わいに資する機能を誘導するものとし、現行の産業支援機能からの転換を検討します。」とある。ぜひ、子ども屋内あそび場を設置してほしい。四季の森公園で子ども連れで遊びに来る親子が多いほか、雨の日に遊ぶ場所が限られており、児童館の配置上、中野駅周辺の雨の日の遊び場がない。</p>	<p>中野セントラルパークの賃借床については、現行の産業支援機能からの転換に向けて、ニーズに応じ、賑わいに資する活用を今後検討していく。</p>

※区分整理の関係から、提出された意見の分割や同趣旨の意見等の統合を行っている場合がある。また、個別性の高い意見については掲載を省略している。

※住所や氏名の未記入など、パブリック・コメント手続による意見としなかったものは除いている。